

徳島県告示第六百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、平成二十九年十一月十三日から同月二十七日までの間、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
渡邊 浩章	板野郡上板町七條字 角地一〇番地	板野郡上板町七條字 下原四四番一ほか一 筆	三、一一八・四〇
加集 将史	同 字 栗飯久保五八番地	同 高瀬字 天上開六九〇番ほか 八筆	四、六〇五・〇〇

二 申請年月日

平成二十九年十月二十六日

三 縦覧場所

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課及び鳴門藍住農業支援センター
意見書の提出先

〒七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県立農林水産総合技術支援センター経営推進課担い手支援担当

電話〇八八―六二一―二四二六